

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年6月12日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務 一式

(2) 業務の目的

鳥取県食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）は、と畜場法に基づき、管轄する鳥取県食肉センター（以下「センター」という。）においてと畜検査業務を行っている。その検査結果データ（疾病、廃棄部位等）を集約、集積等するために、本システムを導入し管理する。

本調達ではセンターから提供される獣畜の情報を容易に本システムに取り込み、センター内に設置した入力端末等に検査員が検査場所ごとと畜検査結果を直接入力することにより伝達や入力ミスを防ぐのみならず、電子データを管理することで検査後の事務処理を最小限にし、検査員の負担を減らし事務処理の効率化を図る。

(3) 業務の仕様

鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）及び鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

ア 構築業務 契約締結日から令和7年3月21日まで

イ 運用保守業務 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 提案上限額

金 26,180,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ア 構築業務 令和6年度金 21,230,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 運用保守業務 令和7年度～令和11年度 各年度金 990,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年6月14日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない

者であること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア及びウからカまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件公募型プロポーザルに参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年6月14日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件公募型プロポーザルにおいて参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 選定方法

(1) 本件業務の受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県と畜検査データ管理システム

構築・運用保守業務企画提案書評価委員会) (以下「審査会」という。)において、「鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務企画提案書評価要領」に基づき、審査委員が評価採点し最優秀提案者を選定するものとする。

(2) 企画提案書の内容評価に対する点数は、「鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務企画提案書に係る評価基準書」に示す各項目の配点の範囲内で提案内容の評価に応じて加点した点数 (以下「内容評価点」という。)とする。なお、内容評価点の上限は700点とする。

(3) 提案価格については、次の式により換算し、提案価格に対する点数 (以下「価格評価点」という。)を与える。なお、価格評価点は以下の計算方法により算出した、ア、イの合計とし、上限は100点とする。

ア 構築経費

$$\text{価格評価点 (構築経費)} = 50 \times (1 - (\text{提案価格 (構築経費)} / \text{提案上限額 (構築経費)}))$$

イ 運用保守経費 (年額)

$$\text{価格評価点 (運用保守経費)} = 50 \times (1 - (\text{提案価格 (運用保守経費 (年間))} / \text{提案上限額 (運用保守経費 (年間))})$$

価格評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

(4) (2) 及び (3) により算出された内容評価点及び価格評価点を合計した総合点が最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順番付けを行う。

(5) 総合点が同点の者が2者以上あるときは、以下のとおりとする。

なお、くじを行う場合に備えて、価格提案書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。当該提案者のうち、くじ番号に記載がない者があるときは、当該業務に関係のない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。

ア 提案者それぞれの内容評価点、価格評価点異なる場合、内容評価点が高い者を上位とする。内容評価点と同じ場合、構築経費と年間運用保守経費に5を乗じた額の合計の金額 (以下「提案総額」という。)が低い者を最優秀提案者とする。なお、提案総額が同じ場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

イ 提案者それぞれの内容評価点及び価格評価点と同じ場合、提案総額が低い者を上位とする。なお、提案総額が同じ場合は、くじ引きにより上位の者を選定する。

4 手続き等

(1) 公募型プロポーザルの手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 0857-26-7247 ファクシミリ 0857-26-8171

メールアドレス kurashi@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領等は、令和6年6月12日(水)から同年7月5日(金)までの間に、インターネットの鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年6月12日(水)から同年7月5日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

5 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

(1) 本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に示す参加表明書等を4の(1)の

場所に、令和6年7月5日（金）の午後5時までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 公募型プロポーザル参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 企画提案書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時までとする。また、郵送等による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所

4の(1)の場所に同じ。

7 プレゼンテーションによる企画提案書の審査

公募型プロポーザル参加者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、審査会の委員は、その説明を聞いた上で、評価を行い、最優秀提案者を選定する。

8 契約の締結

7により最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

(1) 価格提案書について

ア 価格提案書に記載する額は、システム構築に係る経費及び運用保守に要する経費とすること。

イ 価格提案書の宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。

(2) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。

(3) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は、提案者全員に通知しその概要をインターネットの鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi/>）で公表する。なお、通知の内容のうち審査結果については、すべての提案者の順位及び得点とする。ただし提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

イ 審査の経緯は説明しない。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は返却しない。

(6) 参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(7) 著作権の取扱い

ア 選定された最優秀提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(9) 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(10) その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。